

第4四半期分

大阪港湾局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	ラバーブロックほか27点買入	船舶・航空機・鉄道	東邦ヤンマーテック株式会社	¥1,695,760	R5.1.26	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	-

経営改革課長様

設備課長

随 意 契 約 理 由 書

次のとおり随意契約をお願いします。

1 案件名称

ラバーブロックほか27点買入

2 契約の相手方

東邦ヤンマーテック株式会社

3 随意契約理由

本部品は、船舶「第2清港丸」「はつかり」「ふなづる」「しおかぜ」「はるかぜ」「福崎丸」「なにわ」「第3清河丸」の機関修繕に使用するものであり、機関を構成するうえで重要な部品である。

修繕で使用する部品は同一規格で品質管理の十分なされた製造会社の純正部品で取替えることが機関の機能を発揮するうえで不可欠である。

また、機関の製造会社であるヤンマーパワーテクノロジー株式会社は、当局に納入した機関について、製造時より装着している部品の来歴管理を上記業者に唯一の代理店として委任している。

さらに、ヤンマーパワーテクノロジー株式会社から来歴管理の委任を受けた上記業者以外では機関修繕のための適正な部品の提供を行うことができない。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課(機械)